

「平成25年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に 関する意見募集結果について

平成25年3月12日
茨城県保健福祉部生活衛生課
食の安全対策室

県では、「平成25年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関して、平成25年2月14日(木)から平成25年3月8日(金)まで、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、寄せられた意見の概要及びそれらに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの都合上、趣旨を要約のうえ、類似の内容を集約させていただいております。また、掲載は本計画の内容と直接関係する部分に限らせていただきましたが、その他の意見についても、今後の施策の参考として承りましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも県の食品衛生行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施状況

(1) 募集内容

「平成25年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関するご意見

(2) 募集期間

平成25年2月14日(木)から平成25年3月8日(金)まで

(3) 公表資料

- ①「平成25年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」
- ②「平成25年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)の概要」
- ③参考資料(用語集)

(4) 公表方法

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」
(URL: <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>)

(5) 提出方法

電子メール, ファクシミリ, 郵送

(6) 結果の公表

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」にて公表

(7) ご意見の提出状況

- ①意見提出数 3件(団体3件)
- ②意見等の数 23件

2. ご意見の概要とそれらに対する県の考え方

区分	ご意見の概要	県の考え方
1 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県食の安全・安心推進条例」、「茨城県食の安全・安心アクションプラン」の目的がそれぞれ明記され、わかりやすくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも県民が、理解しやすいように明記していきたいと考えております。
2 監視指導計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の食の安全に対する不安解消に向けた施策への協力を積極的に行わせていただきたい。 ・「市町村との連携」が円滑ではない。災害時、県外市町村の炊き出しによる食中毒事件が発生しています。平常時からの多角的な体制作りが求められていることから、適切な情報提供に努められるとのこと、さらなる連携効果を期待している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、関係団体と連携しながら、本県の食の安全・安心確保に係る施策を推進してまいります。 ・定期的な食の安全情報や緊急性の高い注意喚起情報を発信することにより、さらなる連携効果を高めてまいります。
3 立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
4 食品等の試験検査	<ul style="list-style-type: none"> ・漬物の試験検査について、この検査の必要性や検査結果の公表などを広く県民へ周知していただきたい。 ・家庭菜園等で収穫された野菜などの放射性物質検査について、体制を強化することを要望する。 ・県のさかな「ひらめ」の安全確保に取り組み、いち早く検査が実 	<ul style="list-style-type: none"> ・漬物の衛生規範が平成 24 年 10 月に改正されたことを踏まえ、漬物の検査項目を追加しております。なお、この検査結果については、他の検査結果と同様、随時公表してまいります。 ・県で実施している農林水産物の放射性物質検査については、県全体の状況を把握するため、生産時期、生産量を考慮して品目や地域を選定し、モニタリング検査として、四半期ごとに策定する計画に基づき検査を実施し、その結果を県民にお知らせすることとしておりますので参考にして下さい。 ・引き続き、県産「ひらめ」のクドア検査を実施し、安全性の

	<p>施されていることに敬意を表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B S Eについては、まだ多くの県民が不安を持っているので、これまでの対策とその結果、再評価の妥当性などの情報提供を実施していくべきと思います。スクリーニング検査については、自治体の足並みをそろえるべきである。 	<p>確保に努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B S Eに係る国の再評価を踏まえ、県民に正確な情報提供を行うとともに、関係団体からの意見聴取や全国自治体の対応について情報収集等に努めてまいります。
5 重点監視指導項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品事業者は、ノロウイルスの施設内消毒の徹底に苦慮している。平常時からわかりやすく食品事業者、消費者への指導啓発に取り組んで欲しい。 ・ 浅漬けによる食中毒事例を踏まえた、適切な監視指導を実施して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノロウイルスの食中毒予防については、平常時からの監視指導だけではなく、食品衛生責任者実務者講習、県政出前講座、食品衛生フェア等の様々な機会を活用して積極的な情報提供に努めてまいります。 ・ 本計画では、漬物製造業（特に、浅漬け）の監視指導を強化しました。 年1回 → 年2回
6 食品表示の適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	
7 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生行政に関する情報提供については、ホームページ、県域デジタルテレビ、広報媒体と3つで行う事になっておりますが、県民にさらに周知されるよう、情報媒体等工夫されることを望みます。 ・ 「食の安全・安心に関する意見交換会」が開かれておりますが、とても分かりやすく、内容的にすばらしいものになっております。しかしながら子育て中の若い人たちや仕事されている方たちが参加しやすくするために、開催曜日や開催時間帯の見直し、保育の用意など、ご検討ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民からの要望を踏まえ、より効果のある情報媒体等を検討していきたいと考えております。 ・ 幅広い方が参加できるよう開催日時等を検討してまいります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・現在 国において食品表示に関する法律の一元化が検討されています。その動きに関する情報提供を希望するとともに、「表示相談会」の充実・強化及び関係機関との連携強化を希望します。 ・食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを事業者や消費者とも連携しながら進められることを希望いたします。そのことによって、行政だけでなく事業者や消費者それぞれの役割も鮮明になり、より一層消費者の安心感も大きなものになるものと思われまます。ご検討ください。 ・食品衛生フェアを街頭等で開催とありますが、いろいろなイベント等で、食品事業者や消費者団体と一緒にあって、アピール性の高いフェアにされることを希望いたします。積極的に協力させていただきます。 ・「県民への啓発」では、食品衛生思想の普及を図るため食品衛生月間等設定し、食中毒発生予防キャンペーン等開催していくと、大きな効果が期待できるものと思いません。効果的な月間とより多くの県民が参加しやすいイベント等の設定の検討をお願いいたします。 ・消費者団体としても食品の安全に関するリスクコミュニケーションを積極的に推進してきています。ご支援を要望いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国との情報交換を密にし、必要な情報を、積極的に提供できるよう努めてまいります。また、関係団体との連携強化にも努めてまいります。 ・生産者、事業者、消費者等の関係者の役割が明確になるようなリスクコミュニケーションの方法について、検討してまいります。 ・関係団体と連携を図り、より効果のある食品衛生フェアの開催に努めてまいります。 ・市町村が開催するイベント等へ積極的に参加するなど、より多くの県民に対し、食品衛生思想の普及に努めてまいります。 ・関係団体の積極的な支援を図ってまいります。
8 一斉取締り	<ul style="list-style-type: none"> ・年末一斉取締りにおいて、ノロウイルス対策指導が実施されますが、多発する12月前の指導強化を希望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノロウイルス対策は、重点監視指導項目になっていることから、平常時からその対策について、積極的に指導してまいります。

9 違反を発見した場合の対応	・特になし	
10 食中毒等健康被害発生時の対応	・特になし	
11 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導	・「いばらきハサップ」の認証施設に対しては、県民に取得した施設の紹介等、後押しする支援等を希望します。	・認証施設については、「いばらき食の安全情報 Web Site」に掲載しているところですが、県といたしましても、積極的にアピールしたいと考えております。
12 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	・特になし	